

質問第九号

公務員宿舍の配分計画に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年十二月十七日

中野重治

参議院議長 佐藤 尚武殿

公務員宿舍の配分計画に関する質問主意書

公務員の宿舍の配分計画は昭和二十四年度において脱漏しており、二十五年度も何等具体的な計画がなされていない。次のような事例がある。

(1) 神奈川県川崎市久本町一三五

通産省工業技術庁地質調査所

すなわち本年度公務員宿舍の都市別出先機関別配分計画に右研究所が川崎市に所在するので東京都及び横浜市の都市別官庁別の配分がない。

(2) 昭和二十五年国家公務員宿舎建設計画資料の提出に当り十一月二十六日附をもつて他官庁にはこれが指示されたが工業技術庁からは何等の通知もない。

右のような事実があつて昭和二十四年度に同所において現在宿舎を必要とする者が一一五名に達し、生活費の昂騰と給與が当を失して低い為、生経費の赤字は増加し、研究調査事務に重大な支障を来している、このような事実に対し、関係官庁はどのような具体的な対策をしておられるか。